

諮問内容

- 1 国民健康保険税の課税限度額を次のとおりとする。
 ・令和4年度中に、国民健康保険税の課税限度額の取り扱いに係る地方税法施行令の規定が改正された場合に、課税限度額を改正後の政令どおりに改める。

(1) 課税限度額について

国民健康保険税は負担能力に応じた公平なものである必要があるが、受益との関係において被保険者の納付意欲に与える影響や事業の円滑な運営を確保する観点から、保険税負担に一定の限度を設けることとしている。

また、地方税法施行令（第56条の88の2）において、国の法定課税限度額が定められており、これを参考に各市町村では条例により課税限度額を定めることとなっている。

本市においては過去、地方税法施行令の改正による法定課税限度額の引き上げと同時に実施してきた経緯もあることから、現行の課税限度額は、国の定める法定課税限度額と同額となっている。

課税限度額の推移

年度	法 定				小 牧 市				差
	医療分	支援分	介護分	合計	医療分	支援分	介護分	合計	合計
27	52万円	17万円	16万円	85万円	52万円	17万円	16万円	85万円	0万円
28	54万円	19万円	16万円	89万円	54万円	19万円	16万円	89万円	0万円
29	54万円	19万円	16万円	89万円	54万円	19万円	16万円	89万円	0万円
30	58万円	19万円	16万円	93万円	58万円	19万円	16万円	93万円	0万円
元	61万円	19万円	16万円	96万円	61万円	19万円	16万円	96万円	0万円
2	63万円	19万円	17万円	99万円	63万円	19万円	17万円	99万円	0万円
3	63万円	19万円	17万円	99万円	63万円	19万円	17万円	99万円	0万円
4	65万円	20万円	17万円	102万円	65万円	20万円	17万円	102万円	0万円

(2) 令和5年度小牧市国民健康保険税における課税限度額(案)について

本年度の税制改正により、後期高齢者支援金等課税額(支援分)に係る法定課税限度額が、現行20万円が令和5年度から22万円に、2万円引き上げられる見込みであり、本市においても次の理由により、課税限度額を法定課税限度額と同額とする改正を検討している。

なお、市の条例改正は、地方税法施行令の改正後に行う予定である。

【改正理由】

ア 国民健康保険財政の健全化に向け一般会計からの決算補填等目的による繰入の解消・削減を図るため。

イ 国民健康保険は相当の高所得者であっても課税限度額までの保険税負担で良い仕組みであることから、課税限度額引き上げにより、所得階層間の負担をできるだけ公平にするため。

法定課税限度額の改正(案)

区 分	現行(4年度)	改正(5年度)	増加額
医療分	65万円	65万円	(増減なし)
支援分	20万円	22万円	2万円増
介護分	17万円	17万円	(増減なし)
合 計	102万円	104万円	2万円増

地方税法施行令は令和5年3月末頃に改正される予定です。

(3) 改正による影響について

(令和4年度課税データに基づき令和5年度の保険税率・課税限度額を用いて試算)

① 国保税(課税額)の増加見込み

区 分	増加額
医療分	—
支援分	約 674 万円
介護分	—
合 計	約 674 万円

② 限度額超過世帯数の見込み

区 分	全世帯	該当世帯	該当率	限度額世帯の平均所得
支援分	18,068 世帯	301 世帯	約 1.67%	約 2,069 万円

③ 該当世帯(例)

区 分	3人世帯の場合		1人世帯の場合	
	現 行 (限度額20万円)	改 正 (限度額22万円)	現 行 (限度額20万円)	改 正 (限度額22万円)
支援分が限度額に到達する所得	約 876 万円	約 976 万円	約 968 万円	約 1,069 万円